改正後全文
(R8.9.1 施行)

社会福祉法人翔友　役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人翔友（以下「法人」という。）定款第８条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2　常勤の理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬の総額）

第３条　評議員の各年度の報酬総額は、定款第８に定める額の範囲内とする。

2　役員の各年度の報酬総額は、600,000円以内とする。

（理事長報酬）

第４条　理事長の報酬は、年額240,000円とする。

2　前項の報酬の支給については、任期開始後、半年ごとに現金で支給する。

3　理事長に変更があった場合は、月割りで算定し支給する。

（出席報酬）

第５条　役員等が、理事会又は評議員会に出席したときの報酬は、日額5,000円とする。ただし、理事長には支給しない。

2　監事が理事会又は評議員会以外に、監査又は出納調査を行う場合の報酬は、日額7,000円とする。

3　定款第13条第５項又は第26条第３項の規定により決議が省略された場合には、役員等が当該会議に出席したものとみなし、第１項の報酬を支給する。

4　役員等が、理事長の求めにより理事会又は評議員会以外の会議等に出席したときは、第１項の報酬を支給することができる。

5　役員が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席した場合は、評議員会出席に係る報酬は支給しないものとする。

6　出席報酬は、その都度現金で支給する。ただし、第３項の場合にあっては、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

（費用弁償）

第６条　役員等がその職務の執行に当たって負担した交通費その他の必要経費については、これを支給することができる。

2　前項の交通費は、別に定める役職員等の旅費規程を準用し、費用を弁償するものとする。

3　役員等が法人用務において出張したときは、別に定める役職員等の旅費規程に基づき出張旅費を支給する。

（公表）

第7条　この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条　本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。（一部改正、第3条）

（令和6年11月28日評議員会議決）

附　則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。（全部改正）

（令和8年8月4日評議員会承認）